

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	大多喜町

# 大多喜町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 大多喜町農林課  
所在地 大多喜町大多喜93番地  
電話番号 0470-82-2535 (直通)  
FAX番号 0470-82-4461  
メールアドレス [nourin@town.otaki.lg.jp](mailto:nourin@town.otaki.lg.jp)

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル（アカゲザル・交雑種を含む）・ニホンジカ・イノシシ・ハクビシン・タヌキ・アライグマ・キョン
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	大多喜町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンザル（アカゲザル・交雑種を含む）	水稲、野菜、果樹、他	591千円・2.95ha
ニホンジカ	水稲、野菜、他	8千円・0.01ha
イノシシ	水稲、野菜、筍、他	1,185千円・6.57ha
ハクビシン	野菜、果樹、他	7千円・0.01ha
タヌキ	なし	0千円・0ha
アライグマ	水稲、果樹、他	65千円・0.03ha
キョン	水稲、野菜、豆類、他	103千円・1.48ha

(2) 被害の傾向

イノシシについては、被害・目撃情報が全町に及び、ほぼ1年を通して町内全域で農林産物が被害を受けている。特に本町の特産物である筍の被害が1番多く、水稲及びサツマイモ、サトイモなどの根菜類の被害や周年における農地の掘り起こしの被害も多い。

ニホンザル（アカゲザル・交雑種を含む）については、水稲をはじめ筍、椎茸、などの野菜類及びキウイフルーツ、柿、栗などの果樹類への被害があり、イノシシに次いで被害数値が高い。

ニホンジカについては、筍、水稲及び周年における野菜の被害がある。

アライグマ、ハクビシン等の小動物については、サツマイモ、サトイモなどの根菜類や、ビワ、柿、ブドウ、トウモロコシの被害も多い。また、ハクビシンやアライグマについては屋根裏に棲みつき建物への被害も出ている。タヌキの被害は数値に出ていないものの、一部地域で被害が確認されているほか、近年捕獲数が増加傾向にある。

キョンについては家庭菜園等の被害が寄せられており、今後、農作物への被害拡大が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
ニホンザル（アカゲザル・交雑種を含む）	591 千円・2.95ha	413 千円・2.06ha
ニホンジカ	8 千円・0.01ha	5 千円・0.007ha
イノシシ	1,185 千円・6.75ha	829 千円・4.72ha
ハクビシン	7 千円・0.01ha	5 千円・0.007ha
タヌキ	—	—
アライグマ	65 千円・0.03ha	45 千円・0.021ha
キョン	103 千円・1.48ha	72 千円・1.04ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>一斉捕獲、罾による捕獲及び追払い等の被害防止対策を大多喜町猟友会へ委託し実施してきた。</p> <p>一斉捕獲については、猟銃の使用により、主にニホンジカ・キョンの捕獲を春季、秋季、冬季に重点的に実施し、罾による捕獲については、千葉県鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、令和4年度に60基、令和5年度に40基、令和6年度に40基の箱罾を購入し、貸出を行った。</p> <p>また、狩猟免許取得における費用について助成し、捕獲の強化に努めてきた。</p> <p>捕獲鳥獣の処理方法は、埋設処理としてきた。</p>	<p>有害獣による被害が広域化するなか、新たに狩猟免許を取得する者が減少している。また、猟友会会員の高齢化も進んでおり、有害獣対策の担い手の確保・育成が課題となっている。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>千葉県鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、令和4年度に電気柵720m、令和5年度に電気柵1,800m、を整備し、農地への有害獣の侵入を防止してきた。</p> <p>近年イノシシ防護柵として安価で設置の容易な、簡易電気柵の設置が普及しつつある。</p>	<p>被害拡大の防止を図る為、面的・広域的な整備の推進及び防護柵設置後の管理を徹底し、効果的な柵の運用を行うことが課題となっている。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>千葉県鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、令和4年度から令和6年度に関して毎年、8集落ごとに耕作放棄地等の刈り払いを実施することにより獣の住処防止してきた。</p>	<p>有害獣の被害が広域化しているのに加え、高齢化が原因で刈り払い等を実施する人手不足が課題となっている。</p>

(5) 今後の取組方針

捕獲等に関する取組としては、狩猟免許補助金の活用を推進し捕獲者の増員を図るとともに、引き続き千葉県鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し罠の増設を行い、有害獣の個体数の減少を図る。

防護柵の設置等に関する取組として、広域的・効果的な設置、有害獣の特徴を考慮した設置方法の周知徹底、設置の適正な管理の指導を推進し被害の減少を図る。

また、今後は獣害被害を受ける者だけでなく、集落が一体となって獣害被害に取り組む意識を持ち、耕作放棄地の管理や野生獣を引き寄せる原因となる誘因物の撤去など生息環境管理を実施し、野生獣が近寄らない集落作りを目指す。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

大多喜町猟友会による有害獣の捕獲・追払い活動を通年実施するとともに、年間約 35 回の猟銃による一斉捕獲を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 8 年度 ～ 令和 1 0 年度	ニホンザル (アカゲザル・交雑種を含む) ・ ニホンジカ・イノシシ ・タヌキ・アライグマ ・ハクビシン・キョン	ニホンザル (アカゲザル・交雑種を含む) については、生息状況の把握及び大型檻による捕獲を推進し、ニホンジカ・イノシシについては罠・銃器等による捕獲の強化を図る。キョンについては生息数・生息域の拡大が見込まれることから、捕獲圧をさらに強めていく。タヌキ・アライグマ・ハクビシンについては小型の箱罠数を増やし捕獲強化を図る。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

過去の捕獲実績、被害多発地域からの出没状況の報告、聞き取り等により被害状況を把握し設定している。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンザル（アカゲザル・交雑種を含む）	250頭	250頭	250頭
ニホンジカ	700頭	700頭	700頭
イノシシ	1,250頭	1,250頭	1,250頭
タヌキ	200頭	200頭	200頭
アライグマ	450頭	500頭	550頭
ハクビシン	160頭	180頭	200頭
キョン	900頭	1,000頭	1,100頭

捕獲等の取組内容
<p>罾を使用した捕獲を町内全域で通年実施する。特に、被害の多い竹林、水田、畑地の周辺に箱罾やくくり罾を重点的に設置し、ICT 機器も併用していくことで捕獲強化を図る。また、猟銃を使用したイノシシ等の捕獲を通年実施する。</p> <p>ニホンザルについては、生息状況調査を行い、重点的・効果的な群れ捕獲を実施する。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	<p>なし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲許可権限が委譲された場合に捕獲許可申請が適正か判断できる専門知識を有する者がいないため、許可権限委譲を受けることは出来ない。しかし、今後は必要があれば許可権限委譲についても検討していく。</li> </ul>

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ イノシシ ニホンザル（アカゲザル・交雑種を含む）	簡易電気柵 4,000m	簡易電気柵 4,000m	簡易電気柵 4,000m
ニホンジカ イノシシ	物理柵 4,000m	物理柵 4,000m	物理柵 4,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ イノシシ ニホンザル(アカ ゲザル・交雑種を 含む)	簡易電気柵 草刈り、点検	簡易電気柵 草刈り、点検	簡易電気柵 草刈り、点検
ニホンジカ イノシシ	物理柵 草刈り、点検	簡易電気柵 草刈り、点検	簡易電気柵 草刈り、点検
ニホンザル(アカ ゲザル・交雑種を 含む)	各集落での追い払い	各集落での追い払い	各集落での追い払 い

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追い払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	ニホンザル(アカ ゲザル・交雑種を 含む)・ニホンジカ ・イノシシ・キョン	定期的若しくは、被害情報等により大多喜町内全域を対象に猟友会員による追い払い活動を実施する。特にキョンについては夏季に猟友会員による捕獲パトロールを行う。また、効率よく捕獲するために事前に生息状況調査を行う。 また、サルの生息状況調査を実施することにより行動圏の把握及び群れ数を把握し、群れごとの対策を推進していく。 今後は獣害対策講習会や集落環境診断会等を実施し、耕作放棄地の管理や放置果樹等の誘因物の除去など、集落主体で行う生息環境管理を推進していくことで被害の軽減を図る。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

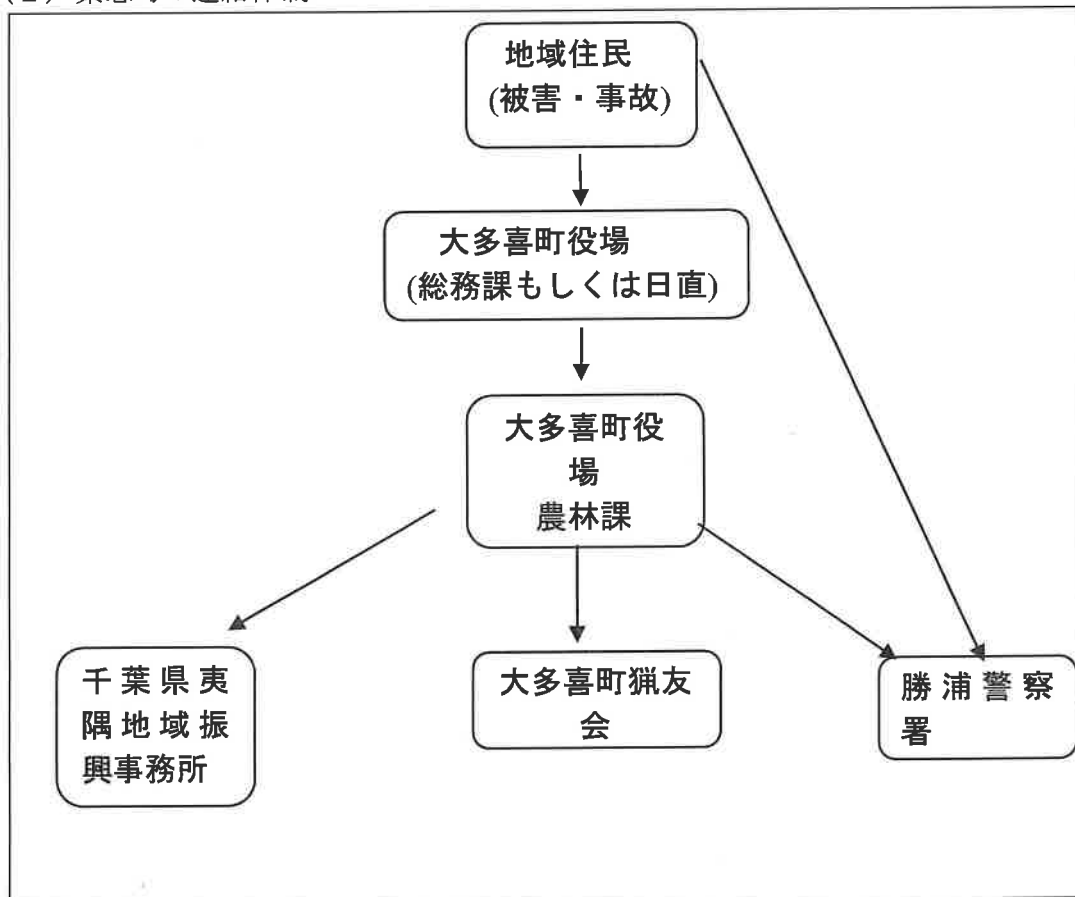
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
大多喜町役場農林課	防災行政無線により地域住民へ周知するとともに、

	各関係機関と連携し対応を図る。
千葉県夷隅地域振興事務所	捕獲に係る指導・助言、その他必要に応じ、各機関と連携し対応を図る。
大多喜町猟友会	捕獲・追払い作業、その他必要に応じ、各機関と連携し対応を図る。
勝浦警察署	交通規制等の安全確保、その他必要に応じ、各機関と連携し対応を図る。

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

基本的には捕獲現場での埋設処理とする。また、条件を満たした個体について、

食肉に加工する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

(2) 処理加工施設の取組

イノシシについては、千葉県の補助事業により平成17年度に都市農村交流施設整備事業として整備した、野生鳥獣解体処理施設において解体処理肉の有効活用を進めていく。現在は、指定管理者制度において有限会社たけゆらの里大多喜が同施設を管理しており、株式会社TSJが運営している。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	イノシシ肉及びシカ肉の販売を引き続き、実施していく。
ペットフード	特になし
皮革	特になし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等)	特になし

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

解体処理されたイノシシ肉の一部は町内の旅館や、東京都内のレストランなどに販売している。継続して販売していき、広範囲にイノシシ肉の販売を行っていきたい。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

特になし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	大多喜町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
いすみ農業協同組合	被害情報の提供
大多喜町農林産物生産出荷組合	被害情報の提供
大多喜町猟友会	有害鳥獣の捕獲実施。パトロールによる捕獲の実施。

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
千葉県環境生活部自然保護課	捕獲指導・助言
千葉県農林水産部農地・農村振興課	捕獲指導・助言
千葉県夷隅地域振興事務所	捕獲指導・助言・許可
千葉県夷隅農業事務所	捕獲指導・助言

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>令和3年4月30日に設置</p> <p>隊員は、町内在住者で鳥獣被害対策を積極的に行っている住民で構成し、被害地域の巡回及び地域内における各種相談の受付、防護柵の適正な管理のための指導及び助言、被害対策手法の普及及び指導など鳥獣被害防止対策に係ることを行う。</p>
--

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし
------

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

隣接する他市町の協議会、または千葉県との情報交換により連携を図る。また、獣害対策の正しい知識を普及し、町民一人ひとりが効果のある対策を自主的に出来るよう整備する。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。